

答申第 853 号

諮問第 1504 号

件名：マニュアルと奥義書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 21 日付で愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付で行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、文書が有るはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、外部から架かってきた電話でのやり取りの中で、同僚職員を「さん」付けで呼んだ記憶があるとのことであった。

また、奥義書とは、根拠が書かれたマニュアル、手引書等の文書と解される。

よって、本件請求対象文書は、請求対象所属である河川課が管理する文書のうち、外部から架かる電話の応対で県の職員を敬称付きで呼ぶことを記載した電話応対マニュアル及び河川課の特定の職員が電話応対で使った敬語についての根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

組織外の相手に対し組織内の人間を敬称付きで呼ぶことは好ましくないため、そのようなマニュアルを作成することはない。

また、特定の職員の電話の話し方について、マニュアル、手引書等の文書を作成することではなく、それを作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、外部から架かる電話の応対で職員を敬称付きで呼ぶように記載したマニュアル及び河川課の特定の職員が電話で使った敬語についての根拠が記載されたマニュアル、手引書等の文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、組織外の相手に対し組織内の人間を敬称付きで呼ぶことは好ましくないため、そのようなマニュアルを作成することはないとのことである。また、特定の職員の電話の話し方について、マニュアル、手引書等の文書を作成することなく、それを作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、外部の者に対し内部の者のことについて話すときは、内部の者について敬称や敬語は使わないこと、また、個別の職員が電話で使う敬語についてマニュアル、手引書等は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課企画グループの特定の職員が行う電話応対で外から架かる電話に組織の人員を敬称付で呼ぶクソ対応マニュアル全てと、特定の職員のクソ敬語電話対応奥義書を出せ！

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
28. 9. 2	諮詢
同　　日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9. 12 (第 531 回審査会)	審議
29. 12. 18	答申